

ソーシャルビジネス研究会報告書（概要）

1．研究会の趣旨と経緯

少子高齢化や環境など様々な社会的課題が顕在化する中、そうした社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動（ソーシャルビジネス（SB））が注目されつつある。SBの活動は、新たな働き方を提供する主体として、また近い将来には行政の協働パートナーとして、地域及び社会・経済全体の活性化を担う主体としてその役割が大きく期待される。しかしながら、英国等海外と比較して、わが国においてはSBの社会的認知度が低く、SBを積極的に社会的課題解決の事業主体として捉えて支援していく体制が整備されていない。そこで、SB事業者と、学識経験者、中間支援機関、金融機関、大企業等のSB支援者を委員とするソーシャルビジネス研究会（座長：谷本寛治（一橋大学大学院商学研究科教授））を開催し、平成19年9月から20年3月まで合計6回、委員からのプレゼン等をもとに議論を重ね、我が国におけるSBの現状、今後SBが発展していく上での課題、これらの課題の解決策、について報告書を取りまとめた。

2．ソーシャルビジネスの現状

(1)ソーシャルビジネスの定義

本研究会では、以下の～の要件を満たす主体を、ソーシャルビジネスとして捉える。

社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。

事業性：のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。

革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

(2)ソーシャルビジネスの現状（アンケート調査結果の概要）

認知度

現状としてSBに関する認知度は非常に低く、SBの事業者を具体的に想起できる者は限られている。また、SBの商品・サービスを使ったことがある者も限られている。

主な対象事業分野

地域活性化、福祉、教育、環境など地域の生活・社会に密着した分野を中心として活動を推進しており、今後は安全・安心に関する取組等が期待されている。

組織形態

NPO法人が約半数を占め、営利法人（株式会社・有限会社）は約2割に留まっている。

社会的課題取組の現状と今度の方向性

事業を通じて社会的課題を解決したいとの意志を有しているが、その方向性は様々であり、地域密着を志向する組織もあれば事業展開を志向する組織もある。

収入及び従業員数

1,000～5,000万円未満である団体が26.4%と最多であり、1団体当たりの従業員数は常勤ベースで4人以下の団体が過半数という規模であるが、今後拡大する見込み。

収支状況、収入構造及び資金調達手段

損益は概ね収支バランスしているが、収入・資金調達先は特に小組織で公的機関に依存している傾向にある。

SB事業者への期待

社会的課題の解決の担い手としてSBに期待しつつも、経営基盤を強化しながら事業性を確保し、サービスの質を高めて継続的に事業を推進することが強く望まれている。

SBの市場規模及び事業者数（推計）

アンケート結果等を元に試算すると、我が国のSBの市場規模は約2,400億円、事業者数は約8,000、雇用規模は約3.2万人と推計される。

3. ソーシャルビジネスを巡る課題と支援策について

ソーシャルビジネスの支援に当たっては、SB の事業展開に対応した支援が必要であり、事業を継続・展開できる仕組みを作ることが重要である。また、SB が直面する課題は以下のとおり多岐にわたっており、SB 事業者単体ではなく、行政（国、自治体）、企業、商工団体、経済団体、中間支援機関、金融機関、大学、住民等セクターを越えた幅広い支援主体と連携しつつ事業を推進していくことが求められるため、本研究会では、これらの主体ごとに、それぞれの課題に対して期待される対応をとりまとめた。

社会的認知度の向上

資金調達の円滑化

SB 等を担う人材の育成

事業展開の支援（税務・会計・法律等のソフト面や事務所等のハード面等）

SB の事業基盤強化（SB 事業活動評価の指標、新しい組織形態の評価・認証の枠組み等）

4. 今後期待される政策的取組について

3. の課題と対応の方向性を踏まえ、本研究会が特に期待する政策的取組は以下のとおり。

SB 事業者が生まれ、育つための土壌の創出、意識の改革

・SB 認知度向上のためのキャンペーンの推進、成功事例集の作成等

・優れた SB 事業者モデルの他地域への展開促進

社会的課題を、関係者全員で共有し、解決する場作り

・具体的社会的課題の解決、制度的課題の検討、広報等を担うことができ、SB 事業者・支援者の双方がメリットを得られる関係者連携の「場」（協議会等）作り（地域レベル及び全国レベル）

・中間支援機関の能力強化及びネットワーク化に対する支援

既存の中小企業施策の SB 振興への活用

・経済産業省や地方自治体が有する中小企業関連施策（商工会議所等による経営指導、中小企業向け補助金の交付、信用保証の付与等）の対象への NPO の追加

資金調達の円滑化に向けた環境整備

・SB 事業者の事業活動等に関する情報公開ガイドラインの策定

・SB 支援者による SB 事業者の理解向上及び基礎的な投融資ノウハウの共有への支援、特色ある投融資等資金支援の表彰・紹介

・金融機関、一般企業、国・地方自治体に加え、地域住民も参加する SB 支援ファンドの構築

SB 等を担う人材育成の強化

・高校、大学・大学院等における専門的な教育の充実

・成功 SB 事業者の下での SB 管理運営に関する実施訓練の機会拡充及び専門的支援人材の育成

・SB 事業者と大学等、企業、中間支援機関等、異なるセクター間での高度人材の流動化促進

SB の事業基盤強化に向けた仕組みづくり

・SB 事業者の社会性を合理的に評価できる指標の開発、協議会等を通じた地域住民が参加する評価方法の検討

・英国 CIC 制度や米国民間認証等の仕組み詳細・執行状況、我が国における既存組織形態のメリット・デメリット及び具体的ニーズを踏まえた法人格・認定スキームの必要性についての検討